		ンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。						
	⑷　情報セキュリティに関する取組	ア　情報セキュリティポリシーを公表すること。	◎	◎	—	—		
		イ　コンピュータウィルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎		
		ウ　コンピュータウィルス又は不正プログラムが混入した際に、情報通信ネットワークに対して利用者が与え、又は情報通信ネットワークの利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。	◎	◎	—	—		
	⑸　電気通信サービスの不適正利用の防止に関する周知・取組	ア　利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。	○	○	—	—		
		イ　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。	◎	◎	—	—		
		ウ　インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。	◎＊	◎＊	—	—		
	⑹　電気通信事業者間等の情報共有	ア　電気通信事業者及びその業界団体は、電気通信事故に係る情報や再発防止策を業界で共有し、事故防止に向けた体制を整えること。	◎＊	—	—	—		
		イ　電気通信事業者は、アプリケーション開発者との間で、ネットワークの負荷を考慮したアプリケーションの開発手法等について情報共有すること。	○	—	—	—		
12　安全・信頼性の確保等の情報公開、電気通信事業者の取組等								
⑴　情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況	ア　情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。	◎	◎	—	—			
	イ　電気通信設備の安全・信頼性の確保の取組に関する次の情報を適切な方法により利用者に対して公開すること。 ①　停電対策に関する情報 ②　ネットワークの通信容量の設計に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報 ③　災害時における被災エリアの通信の確保に関する情報	◎	—	—	—			
⑵　情報通信ネットワークの事故・障害の状況	ア　情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	—	—			
	イ　ふくそうが発生した場合には、その状況及び通信規制の実施状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	—	—			
⑶　サービスの特質等の周知	ア　情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者に周知すること。	◎	◎	—	—			
	イ　情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、必要に応じて利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。	◎	◎	—	—			
	ウ　災害時においては、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて、周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等を平常時から呼びかけること。	◎	—	—	—			
	エ　緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。また、メ	◎	◎	—	—			